

平成28年度 第2回 豊田市地域経営懇話会 会議録

【日 時】平成28年11月10日(木) 午後4時～午後5時

【場 所】豊田市役所南庁舎7階73会議室

【出席者】(委 員) 安藤 茂 (豊田市高齢者クラブ連合会)
権田 清志 (豊田市PTA連絡協議会)
杉浦 幸枝 (豊田市国際交流協会
ボランティアグループ(ほづみ会))
杉浦 隆 (豊田市区長会)
田端 稔 (豊田商工会議所) «副会長»
西原 香保里 (愛知みずほ大学短期大学部教授)
湊 裕 (連合愛知 豊田地域協議会)
村野 政章 (公募委員)
村林 聖子 (愛知学泉大学現代マネジメント学部准教授)
山崎 口夫 (愛知学泉大学附属研究所客員研究員
・元教授) «会長»
山中 敏弘 (あいち豊田農業協同組合)

(計11人)

【欠席者】(委 員) 宇佐美 英理子 (学生によるまちづくりの会)
加藤 博道 (小原地域会議)
田中 すい子 (豊田市ボランティア連絡協議会)
津村 美紀 (公募委員)
松本 章 (豊田市青年会議所)
三崎 祐子 (豊田市ファミリー・サービス・クラブ)

【事務局】 藤本 聡 (総務部副部長)
塚田 良 (総務部行政改革推進課 課長)
大平 直樹 (総務部行政改革推進課 主査)

【次第】 1 開会
2 会長あいさつ
3 議事
「WE LOVE とよた」条例について【協議】
4 閉会

(文責は事務局。訂正することがあります。)

【会長あいさつ】

- ・本日は、「WE LOVE とよた」条例を作るという目的の協議案件が上がっております。豊田市の魅力を次の世代にどう繋げていくかということについて、条例化していこうというものです。条例の性格としては、振興条例ということになるかと思えます。活発なご意見をお願いします。

【協議】「WE LOVE とよた」条例について（協議）

○委員

- ・確認ですが、市民の誓いというのはどういうものなのかということと、市民の活動促進に関連する条例は他にもあると思うので、それについても教えてください。

○事務局

- ・市民の誓いというのは、豊田市のいろいろな施策が目指す究極の目標です。市民の誓いにある市民像にあるような人々の住むまちというのが、我々の目標ということになります。

○委員

- ・市民の誓いは、いつ、どういう形で作られたのでしょうか。

○事務局

- ・昭和53年に作られた、他市でいう市民憲章のような位置付けのものです。

○委員

- ・これは、議会をとおして作られたものでしょうか。

○事務局

- ・違うと思います。仕掛けは市役所がしたものと思われませんが、議決事項ではなく、あくまでも市民の自発的な行動指針という位置づけのものです。
- ・先ほどの二点目のご質問についてですが、市民の活動を促進する条例等がいくつあるというのはご指摘のとおりです。
- ・「WE LOVE とよた」条例を作るに際しての根本の問題意識として、本市はとにかく車のまちだと言われます。それ自体は素晴らしいことで、否定することではありませんが、他にも魅力はたくさんあるので、市民の皆さんにはそれにもう一度気付いてほしいと思っています。そして、そこに焦点を当てた市民の活動を活発化していきたい。行動に結びつけ、より魅力あるまちにしていきたい。そのきっかけにするために、この条例を作ることを提案させていただいております。

○委員

- ・他の条例と何がどう違うか意識して周知を図らないといけないと思います。今、豊田市で定めているものに、市民活動促進条例等、他にもいろいろありますよね。

○委員

- ・今回の条例は抽象度が高いものなので、既にある条例等とどう違うのかがわかりにくいという今のご意見には同感なのですが、第2条にある行動計画というのは、具体的なことを示し得るところだと思います。ここで、小さな企業、小さな市民団体、山間部の町内会等といった単位で、多様な主体がそれぞれの立場で今所在しているところの魅力をアップしていくための「WE LOVE とよた」の行動計画を作り、具体的な例として示していくことが必要ではないでしょうか。そのときに、例えば「こんな小さな中学校が行動計画を作りました」というように、予想外なほどにその主体が多様であることが望ましく、市や名のおった大企業が当然のように作った行動計画を示すだけでは、アピールとして不十分なのではと思いますが、そういった点で何か作戦があたりでしょうか。

○事務局

- ・行動計画を作っていくために、市民にどう働きかけていくかは、次の動きのキーになる部分だと思っています。各所でみなさんと意見交換をしている中でもそのような意見をいただいたのですが、一つの考えとして、行政発信だけではなく、個別の市民団体等、「WE LOVE とよた」の担い手となっている方々と、みんなで楽しみながらまちづくりをしていこうという中で、「何ができるか」、「何がしたいか」というものを増やしていきませんかといった働きかけをしていきたいと思っています。
- ・もう一つの考えとして、本市において、おもしろい、「尖った」活動をしているグループがあって、そういう人たちから、市民に食いついてもらえるような行動計画を作るためのノウハウをもらえればともっています。
- ・それから、全くの私の主観ですが、行動計画を今作るならば何を入れたいかと考えると、グランパスがJ1にすぐに復帰できるように、みんなで応援しようというものはどうかと思っています。

○委員

- ・その時の行動計画の作成主体は誰になりますか。

○事務局

- ・本当は、市民からそうしたものが出てくるのが望ましいですが、出てこなければ、私が市民の一人として提案したいと思います。

○会長

- ・いわゆるアクションプランという形でいくつかまとめあげられていくわけですよ

○事務局

- ・はい。これから、みなさんのお知恵をお借りしながら作っていきたいと思います。その時に、行政発信だけではなく、市民のみなさんの「この地域で、こういうことをやりたい」「今こういうことをやっているよ」というものを入れて発信させていただくことで、「じゃあ自分の地域でもこんなことができるじゃないか」という気付きのきっかけとして、この行動計画を使えたらいいと思っています。

○委員

- ・3月議会の時点で、そうした行動計画集のようなものが出来上がっていて、4月1日施行のときに条例とセットになっていないと、この条例は抽象度が高すぎる分、伝わりにくいのではないかと思います。そのために、スタートの時点で間に合うよう、協力してもらえそうな団体等に今から仕掛けていかなければならないのではと思います。

○事務局

- ・その点は我々も十分認識してしまして、既にその仕掛けを始めています。条例施行の時点で示せる行動計画がないと、市民のみなさんは何をすればいいのか見えてこないと思います。ですから、スタート時点で条例と一緒に行動計画も示せるよう進めていくのですが、それで完結ではなく、どんどん提案をいただきながら行動計画が膨らんでいくとよいと思っています。

○委員

- ・区長会役員会においても、この条例についての議論の機会が数回あり、やはり具体的なものを示していくべきという同様の意見が出ていました。
- ・また、条例が施行されれば、市民への周知というのがとても大切だと思います。例えば、前文に都市部と山村部の共存と交流という重要なキーワードがありますが、これをターゲットにしたイベントを行って、それを条例の周知の場として活用するといったことも考えるとよいのではないかと思います。

○事務局

- ・実は年明けに、この条例に関心を持ってもらうためのシンポジウムのようなものを開催したいと思っています。そこでは、これまで一緒に議論を重ねてきた方たちにパネリストとして参加してもらい、自分たちはこの条例を受け

て何ができるだろうかと考えてもらうような機会にしたいと考えています。

○委員

- ・2019年にラグビーワールドカップが開催されますが、外国からもたくさんのお客さんが豊田市を訪れますので、豊田市の伝統や文化等を発信する機会になると思います。その時に、例えば棒の手の保存会の方のように、地道に伝統を受け継いできた方たちが表舞台にうまく出られるように、この条例がバックアップする役割を担ってくれたらよいと思います。

○事務局

- ・この条例の狙いはそこにあります。民間の活動に行政が関与しようということではなく、みなさんの活動を、この条例を根拠に遠慮なくどんどんやろうという雰囲気を作りたい。その中で、行政として情報発信する等、お手伝いできることがあれば、是非やっていきたい。
- ・検討プロジェクトの中で言われたのですが、民間だけで活動をしていると、自分たちはよいと思ってやってきたことも、本当によいのだろうかと思うことがあるということです。その時に、お墨付きとか後ろ盾になるものがあれば、活動がよりやりやすくなるということでしたので、この条例がそうした役割を担えればよいと思います。
- ・また、民間だけではなかなか情報発信が難しく、活動を知ってもらいたくても知ってもらえないというご意見も聞かれましたので、条例に基づいて、活動の邪魔にならないように行政として応援させていただくということも、行動計画の中に盛り込んでいきたいと考えています。

○委員

- ・理念や考え方についてはお聞きできたのですが、ではなぜ、これが条例として必要なのかというのが、まだ腑に落ちません。市民の誓いを新しくしませんかという提案の方が、もっと市民にアピールできるし、インパクトがあるのではないかと思います。
- ・また、条例を作るということであれば、今までの条例ではうまくいかない部分があるから、この条例によってこう変えるのだというのがどうしても必要であるし、条例は法令の一つなのだから、どういう義務と権利が発生し、それによって何が変わるのかというのがなければ、条例にする意味がないのではないかと思います。

○事務局

- ・そういうご意見も、これまでの議論の中でなかったわけではありません。市民の誓いに5項目あるので、6項目目に入れてはどうかというご意見がありました。

- ・しかしながら、我々としては、議決という自治体にとって最高の手続きを踏まえた条例という旗を立てて、発信力・求心力を高めたい、「WE LOVE とよた」を普及させたいという思いを持って、条例化の議論を進めてきました。
- ・この原案作成までの過程においては、第1条の基本理念まででいいのではないかとということで落ち着きかけたこともありました。しかし、条例という行動規範である以上、最低限その実行性を担保するための規定が必要だろうということで、第2条の規定を設けるに至っています。

○委員

- ・条例というのは、それによって義務や権利が発生しますし、条例に基づいて事業が展開され、予算が付くということになっていきます。今までの条例が果たしていた機能と、新しい条例が組み合わせると何が変わるのかという説明がないと、最後の予算措置や事業の実行というところで説得力が得られないのではないかと思います。

○事務局

- ・そういった懸念を払拭するためのものとして、行動計画があり、それをこれからいかに作っていくかにかかっていると思います。

○委員

- ・市民の誓いの5項目を言えるかと言われると、私自身にとっては、特定の機会においてのみ目にして、「ああそうだった」と思うような存在になっていて、ちょっと馴染みが薄いように感じています。

○委員

- ・以前送っていただいた資料と一部の内容が変わっていて、変更前には、前文の中に豊田の具体的な魅力に関する記述がありませんでした。何が豊田の魅力なのかが伝わらなければならないので、前文は是非変更後の内容で入れてください。

○事務局

- ・承知いたしました。

○委員

- ・私は山間地に住んでいて、公民館に行くと市民の誓いが貼ってありますが、ほとんどの市民は、市民の誓いを知りません。条例にしていくにしても、情報の発信の仕方は重要だと思いますので、市民目線でしっかりとやっていただきたいと思います。

- ・地産地消ということが言われていて、市内ではたくさんの農産物が取れています。これだけの人口があって、みなさんで消費すれば、市内でとれた農産物は市内だけで全て捌けるはずなのに、それが捌けていないのです。それで農協では、まずは役員だけでも、ということで「WE LOVE とよた」のバッジを付けています。立場によって、この「WE LOVE とよた」の意味合いは違って来るものと思いますが、発信したいものがある、その一つのきっかけとなり、冠となってくれるならば、私は条例という形もいいのではないかと思います。

○委員

- ・条例にとって、「誰が何をする」ということはキーになるものです。ですから、前文の下から3行目の書き出しを「市は」とすることと、第2条においても、書き出しを「市は」として、行動計画を作りますという言葉の前に「市民とともに」と入れることを提案したいと思います。

○事務局

- ・その案も検討し、「市民の意見を聞きながら、市が」行動計画を作るという形で作成したこともあったのですが、検討プロジェクトの市民のみなさんの思いがあり、「市は」「市民は」というのはやめようということになりました。

○委員

- ・条例は、公権力をどう使っていくかという基盤になるものですから、誰がどうするということはとても重要です。ですから、単に理念を拡げたいということであれば、わざわざ条例という形をとる必要がありません。条例ならば、この取組はどういう風に、誰が主体となって進めていくのかということをはっきりさせる必要があると思います。

○事務局

- ・その懸念を払拭するよう、行動計画で必要なことをしっかりと示していきたいと思います。

○委員

- ・市と市民の役割は条例の中で区別しないということでしたが、実際に動かしていくときに、最終的に行動計画の取りまとめのようなことは市がやっていくことになるのお話がありました。では、例えば、豊田市にはどういう行動計画があって、今どう動いているかという情報はどこにいったらわかるのかとか、私が考えて、私が行動すれば、それを行動計画と言っていいのかとか、バッジがほしい時にはどこへ行けばいいのかとか、そういう知りたいことややりたいことを形にしようとしたらどうすればいいのかというときに、

中心となってくれる顔のようなものがなければ、市民は反応しにくいのではないのでしょうか。その顔が、市の一つのセクションなのか、新たに団体を作るのか、市民活動センターなのかはわかりませんが、そういうものがないと、参加する側としては不透明な感じがするし、具体化が難しいのではないかと思います。

○事務局

- ・無責任に作りっぱなしにするつもりはなくて、どこへ行けばほしいものや情報がもらえるのかといったようなこと等、仕組としてしっかり作っていく必要はあると思っています。それを市役所のWE LOVE担当がやるのではなく、いろいろな活動をしている市民の方々との情報交換ができるプラットフォームのようなものを作って、そうした場でやっていければと考えています。

○委員

- ・それはいつの段階までに行われるのですか。

○事務局

- ・行動計画を作る時には、発信元をはっきりさせておかなければならないと思っていますが、今後検討プロジェクトの中で検討していきたいと思っています。

○委員

- ・12月のパブリックコメントの時には説明をしますか。

○事務局

- ・パブリックコメントの時にはできません。

○委員

- ・法律や条例を作る時には、悪用される心配のことを念頭に考えていかなければならなくて、だからこそ主体が誰なのかを明確にしておかなければならないということになります。「私が行動計画を作った。」と言えばそれでいいというような主張を、どう回避するか。善意ばかりとは限らない。そう考えると、やはり「市は」と条例に入れておかなければならないと思うのですが。

○事務局

- ・「私が作った行動計画」というのが行動計画でいいと思っています。

○委員

- ・それが「WE LOVE とよた」だという認証は誰がするのでしょうか。

○事務局

- ・これは認証するものではないので、みなさんがそれぞれに条例を見て、自分がやりたいと思うことをやっていただければそれでいいと思います。市は、それをとりまとめようとは思っているのですが、その中にいれてほしいということであれば、もちろん入れさせていただきたいと思います。その時に、懸念されるような公序良俗に反すること等は、排除させていただきます。

○委員

- ・排除が本当にできるのでしょうか。例えば、「WE LOVE とよた」のバッジを付けて募金をやっているというときに、それが本当に「WE LOVE とよた」なのかというのは、怪しくなりますよね。

○事務局

- ・個人の活動に対して規制はできないと思っています。以前、「WE LOVE とよた」のロゴマーク使用には、商工会議所の許可が必要だったのですが、今は既に「どうぞ使ってください」というスタンスになっています。悪用される恐れがあるのではないかとさえいえば確かにそうかもしれませんが、現時点でそういった問題は起こっていないし、起これば我々が対応するという事になっています。

○委員

- ・それでも、条例のどこかに「市は」と入れておかないと、問題が起こった時に誰が責任を取るかも決まりません。

○委員

- ・子どもたちをいろいろな取組に参加させる立場として、「WE LOVE とよた」というロゴを掲げた取組は、安心して参加させられていいと思っていましたが、自由に使えるということになると、悪用されるリスクも考えられ、安心・安全の判断材料にはならず、怖い気もします。

○会長

- ・条例には2つの種類があって、「～をしてはいけない」と決めて罰金を取るような規制条例と、「WE LOVE とよた」条例のように、市民が豊田をよくするために頑張っている取組を法的に下支えする振興条例というものがあります。その2つの性格的な違いを整理した上で議論していただくとわかりやすいのではないかと思います。

○委員

- ・ 条例化の必要性、有効性という視点で、若干違和感を持ってはいます。専門の部署を作って1年以上議論を重ねてここまで来ていることを踏まえると、いい方向に進むよう応援したいという思いもあります。しかし、悪用ということまで考えると、想定外のことが起こっている昨今ですから、問題があったらどう対応しようかということは考えておく必要はあると思います。
- ・ 「WE LOVE とよた」そのものは初めてのものではなく、今まで商工会議所が中心となってやってきた取組のこともありますから、それと条例でやろうとしていることと何が違うのか、うまく情報発信をしていただきたいと思います。
- ・ 前文にある「盛んな芸術」についてですが、本当に豊田市は他市と比較して芸術が盛んかと言うと、疑問を感じます。歴史、伝統、文化で包含できている部分も多くある中で、あえて芸術を入れる必要があるのでしょうか。

○事務局

- ・ 「盛んな芸術」については、豊田市の売りの一つである美術館を意識して入れているのですが、ご指摘いただきましたので少し考えてみます。
- ・ 条例が悪用されないかという点についてですが、この条例は、何か問題を解決しようとするものではなく、今あるものをもっと良くしようということ、市民のみなさんにその気になってもらうためにポジティブな発想に立って進めてきましたので、検討プロジェクトにおいて、悪用されるという意識は持っていませんでした。しかし、そういう懸念があるというご指摘は真摯に受け止めなければならないと思っていますので、この条例の味が消えてしまわないように、事務局として悪用されないための運用の仕方を考えていこうと思います。

○委員

- ・ NPOの法律を作ったときにも、悪用の想定は全くなかったが、結果として悪用された事例が多々あるという事実もあります。
- ・ 振興条例というものがあるという話についてですが、振興条例であるにせよ、「私たち」だけが並んでいると、振興する主体も見えてこないことになりません。
- ・ どこかに「市は」と入れておかないと、最後のハンドリングができなくなってしまうという問題が残ってしまいます。

○事務局

- ・ 主体の問題については、手引を作る等して、誤解のないような運用の仕方を考えたいと思います。

○委員

- ・「WE LOVE とよた」を、是非世界に発信して、豊田市に海外から観光客がたくさん訪れるようにしてください。

○委員

- ・市役所の方が、「WE LOVE とよた」を定着させていく仕組み併せて示せると、市民もより納得すると思います。

○会長

- ・それでは、本日の議論はここまでにしたいと思います。ありがとうございました。